

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から同年3月まで  
申立期間の国民年金保険料については、母(故人)が姉の保険料とともに集金人に納付してくれていたため、未納となっている記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、20歳から60歳までの国民年金被保険者期間における国民年金保険料を全て納付しており、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、A市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人の姉について、申立期間を含む昭和41年10月から42年3月までの期間の国民年金保険料が同年2月20日に納付されたとする記録が確認できることから、申立人について、申立期間前の40年12月から41年12月までの期間の保険料は、その2日後の42年2月22日に納付されたとする記録が確認できることから、申立人の姉の保険料とともに申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母親が、申立期間に係る姉の保険料を納付しながら、申立人の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及び前出の被保険者名簿において、申立人は、申立期間を通じて住所の変更が無いことが確認できる上、申立期間当時、申立人の生活状況に大きな変化も認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月14日から6年3月21日まで

私が、A社に勤務していた期間の報酬月額は20万円ぐらいだったが、同社における厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額が11万円とされているので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初20万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成6年4月21日、以下「全喪日」という。）から約1か月後の平成6年5月27日付けで、申立人の被保険者資格取得日である5年10月14日に遡及して11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において平成4年6月1日から6年4月21日（全喪日）までの期間に厚生年金保険被保険者記録のある者（事業主を除く。）9人全員について申立人と同様の処理が行われていることが確認できる上、申立人と同日に被保険者資格を取得した同僚が保管する給与明細書によると、引下げ前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除され、報酬月額に見合う標準報酬月額も引下げ前の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該処理を行う合理的な理由は無く、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から12年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から12年5月まで

私は、20歳になった頃、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、平成12年6月に第3号被保険者になるまでの期間の国民年金保険料を欠かさず納付してくれていたことを記憶している。

申立期間についても、国民年金保険料を納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付を行ったとされる申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間当時の保険料の納付状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金保険料の納付を行ったとされる申立人の母親については、申立期間のうち、平成8年8月から9年3月までの期間の保険料が未納となっている上、申立人の父親については、申立期間前の8年3月から60歳に到達する前月の12年\*月までの期間の保険料が未納となっていることが確認できる。

さらに、申立期間は46か月に及んでおり、その間、A市町村（現在は、B市町村）及び社会保険事務所（当時）において、国民年金保険料の収納記録における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から48年11月まで

日本年金機構からの回答では、申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、当時、家族全員の保険料は、母親が町内会の納付組織の集金人に納付していたにもかかわらず、長男である私の保険料だけが未納となっていることに納得できない。

国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれた母親は既に亡くなっているため、その詳細は分からないが、申立期間においても、私の保険料を含め母親が家族全員の保険料を納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、私が20歳になった時から、家族の分と一緒に母親が集金人に納付していたはずである。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年10月22日に払い出されており、当該払出日以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間当時、申立人は、国民年金の未加入者であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人に係るA市町村の国民年金被保険者名簿及びB年金事務所保管の国民年金保険料に係る領収済通知書によると、申立人に係る申立期間直後の昭和48年12月から50年3月までの期間の保険料は、50年10月17日に過年度納付されていることが確認できることから、申立人の父親に係る国民年金手帳及び同市町村の被保険者名簿によると、申立人の父親に係る昭和48年度及び49年度の保険料は、現年度納付されていることが確認できることから、申立人の主張とは符合しない。

さらに、上記の国民年金手帳記号番号の払出日時点では、第2回特例納付の

実施期間中であることから、申立期間の国民年金保険料については、過年度納付及び特例納付を利用して遡って納付することは可能であるものの、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、これらを行ったとされる申立人の母親は既に死亡していることから、当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月1日から2年1月23日まで

私は、平成元年6月1日にA市町村にあったB社に入社後、派遣社員としてC社（現在は、D社）E事業所で2年1月22日まで勤務し、F商品の検査等の仕事に従事していた。しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、B社における厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社における申立人に係る雇用保険被保険者記録から、申立人が申立期間のうち平成元年6月1日から同年12月30日まで同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社の厚生年金保険の新規適用日は平成元年7月1日であることから、申立期間のうち同日より前の期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、B社本社の社会保険事務担当者は、「派遣社員については、雇入れ後2か月から3か月の猶予期間を設け、継続して就労する意思を確認後、希望者のみ厚生年金保険に加入させていた。本社と支店で派遣社員に対する厚生年金保険の取扱いに違いはなかったと思う。」と供述していることから、同社では申立期間当時、必ずしも全ての派遣社員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、申立人は、B社及び派遣社員として勤務していたC社E事業所での同僚の氏名を記憶していない上、B社は、「当時の資料を保存していないため、申立人の申立期間における保険料控除について不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、B社に係るオンライン記録において、申立期間に厚生年金保険被保

険者整理番号の欠番は見当たらない。

また、申立人が派遣社員として勤務していたC社は、「申立期間当時の資料を保存していないため、申立人の勤務状況等について不明である。」旨回答している上、同社に係るオンライン記録において、申立期間に申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。